条第二十二項に規定するその他有価証券であって」を「出資又は同条第四項第四号、第六号若しくは第七号に掲げる勘定に計上されるもの」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号を削り、同項第五号中「前条第四項第一号から第三号までに掲げるもの」を「前条第四項各号に掲げる勘定並びに同項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるもの」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五　前条第四項第一号に掲げる勘定のうち系統預金又は系統預け金の額

六　農林中央金庫法第六十五条に規定する募集農林債の額

第十七条第三項を削る。

第十八条第一項中「第一条の十第八項第二号」を「第一条の十第九項第二号イ」に、「定める者」を「定める債務者等」に、「同条第十項」を「同条第十一項第三号」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「第一条の十第八項第四号」を「第一条の十第九項第四号」に改め、同項に次の一号を加える。

四　その他行政庁が適当と認めるやむを得ない理由があること。

第十八条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　令第一条の十第九項第二号ロの主務省令で定める国民経済上緊要な事業は、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第一号に規定する一般電気事業とする。

第二十条第五項を削る。

第二十一条第一項中「第十八条第二項の」を「第十八条第三項の」に、「第一条の十第九項第五号」を「第一条の十第十項第五号」に、「第十八条第二項第二号」を「第十八条第三項第二号」に改める。

第二十二条中「第一条の十第十項」を「第一条の十第十一項第三号」に改め、同条に次の一号を加える。

五　農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構

第五十二条第一項中「又は金融商品取引所」を「、金融商品取引所」に改め、「限る。）」の下に「又は同条第十八項に規定する新投資口予約権証券（その有する資産を主として不動産等に対する投資として運用することを目的として設立された同条第十二項に規定する投資法人が発行したものに限る。）」を加える。

第五十八条第二項中「（令第一条の十一第三項に規定する法人等をいう。以下同じ。）」を削り、附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

第二条　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第十条第三項」を「第十条第五項」に改める。

第七条の二第一項各号列記以外の部分中「以上この条において」を「第五十条の二第一項及び第五十条の四十第一項を除き、以下」に改める。

第九条第一項第一号中「同条第二十二項」を「同条第二十四項」に改める。

第十条中「第二条第十九項」を「第二条第二十一項」に改める。

第十三条の三の次に次の三条を加える。

（当該同一人自身を合算子法人等とする法人等に準ずる者）

第十三条の四　令第十条第一項第一号ロ（同条第十二項及び第十五項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める者は、会社である同一人自身（同条第一項（同条第十二項及び第十五項において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。）に規定する同一人自身をいう。）又は当該同一人自身を合算子法人等（令第十条第二項（同条第十二項及び第十五項において準用する場合を含む。）に規定する合算子法人等をいう。以下この条において同じ。）とする法人等（当該同一人自身又は当該法人等が連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。次条において「連結財務諸表規則」という。）第二条第一号に規定する連結財務諸表提出会社をいう。次条第一項第一号及び第十三条の六第一号において同じ。）に該当する場合に限る。）の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。次条第一項第一号において「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する親会社をいい、当該同一人自身を合算子法人等とする法人等を除く。）とする。

（意思決定機関等を支配する法人等及び合算関連法人等）

第十三条の五　令第十条第二項第一号（同条第十二項及び第十五項において準用する場合を含む。次項第一号及び次条において同じ。）の他の法人等の意思決定機関を支配している法人等として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一　連結財務諸表提出会社（財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規則第九十三条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うもの及び連結財務諸表規則第九十五条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によるものを除く。）　親会社（財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいい、連結財務諸表提出会社に該当する者に限り、財務上又は事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるものを除く。）

二　前号に掲げる法人等以外の法人等　同号に定める者に類する者

2　令第十条第三項（同条第十二項及び第十五項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、当該各号に定める者（受信合算対象者（同条第一項に規定する受信合算対象者をいう。）にあっては、農林水産大臣及び金融庁長官が定める者を除く。）とする。

一　前項第一号に掲げる法人等　受信者連結基準法人等（令第十条第二項第一号に規定する受信者連結基準法人等をいう。）の関連会社（連結財務諸表規則第二条第七号に規定する関連会社をいう。）

二　前号に掲げる法人等以外の法人等　同号に定める者に類する者

（受信者連結基準法人等）

第十三条の六　令第十条第二項第一号の連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる法人等として主務省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人等とする。

一　連結財務諸表提出会社

二　法第五十八条の二第二項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定その他これに類する他の法令の規定により連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる者（前号に掲げる者を除く。）

三　金融商品取引法又は前号の法令の規定に相当する外国の法令の規定により連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる者（前二号に掲げる者を除く。）

第十四条第一項中「第十条第五項第一号（同条第十一項」を「第十条第七項第一号（同条第十二項」に、「貸出金勘定（これに類するものを含む。）」を「次に掲げる勘定」に改め、同項に次の各号を加える。

一　コールローン勘定

二　買現先勘定

三　貸出金勘定